

平成 30 年 8 月 9 日

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定を 平成 30 年 12 月 1 日付けで解除します（関東経済産業局所管分）

経済産業省関東経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」といいます。）附則第 28 条第 2 項の規定に基づき旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定を平成 30 年 12 月 1 日付けで解除することとしました。

1. 概要

平成 29 年 4 月のガス小売全面自由化に当たり、需要家の利益を保護する観点から、旧簡易ガスみなしガス小売事業者と他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が確保されていない供給地点（旧簡易ガス団地）を指定旧供給地点として指定し、当該地点の旧簡易ガスみなしガス小売事業者に対し経過措置料金規制を課しています（改正法附則第 28 条第 5 項の規定に基づく指定）。

平成 30 年 5 月、指定旧供給地点での競争状況について、経過措置料金規制が課された事業者から報告を徴収したところ（ガス関係報告規則（平成 29 年経済産業省令第 16 号）附則第 4 条の規定に基づく報告徴収）、別添「指定解除対象供給地点一覧（関東経済産業局管内）」の指定旧供給地点が指定の解除基準を満たしたことから、平成 30 年 6 月 14 日から平成 30 年 7 月 13 日にかけて、指定の解除に関するパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントや電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ検討を行った結果、平成 30 年 12 月 1 日付けで、別添「指定解除対象供給地点一覧（関東経済産業局管内）」の指定旧供給地点の指定を解除することとしました（改正法附則第 28 条第 2 項の規定に基づく指定の解除）。

2. 参考

①指定旧供給地点の指定の解除（関東経済産業局所管分）に対する意見を募集します
（平成 30 年 6 月 14 日）

URL : <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMSTDETAIL&id=595218022&Mode=0>

②「旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（関東経済産業局所管分）」に対する意見募集の結果について

URL : <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMSTDETAIL&id=595218022&Mode=2>

③電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 28 条第 2 項の規定による指定旧供給地点の指定解除について（平成 30 年 7 月 26 日）

URL : http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/eg_torihikikanshi/data/20180726shiteikai_jyo3.pdf

（本発表資料のお問合せ先）

関東経済産業局

資源エネルギー環境部ガス事業課長 酒寄 仁司

担当者: 篠原、小川

電話: 048-600-0414(直通)

048-601-1298(FAX)

(別添)

通し 番号	事業者名	団地名	都道府県	市町村	①解除基準 (旧簡易ガスみなし ガス小売事業者の シェア \leq 50%)に該 当するか		②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数/0.5 \times 1/2 \leq 他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者の シェア)に該当するか					備考	
							旧簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果				
1	アイ・エス・ガステム株式会社 (法人番号 7040001016506)	葛飾みさと団地	埼玉県	三郷市	×	66.2%	○	1.0	2.0	1.0000	\leq	3.0211	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
2	河原実業株式会社 (法人番号 1011801007074)	白岡西第二元荒川東タウン	埼玉県	白岡市	×	57.2%	○	53.0	42.6	53.0000	\leq	74.4755	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
3	北信ガス株式会社 (法人番号 3100001012147)	新山ニュータウン	長野県	千曲市	×	93.3%	○	0.0	2.0	0.0000	\leq	2.1436	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。